

働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱

〔 制定 令和5年12月1日付け 5経営第1795号 農林水産事務次官依命通知 〕

第1 趣旨

基幹的農業従事者の減少等に伴い、農業法人等の雇用型経営の果たす役割が増大する中、産地の農業生産基盤の維持・強化を図るためには、労働力を安定的に確保できる体制の強化に取り組む必要がある。

このため、就労条件改善や他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組に係る体制の強化、女性の労働環境整備・活躍強化、外国人材の呼び込み体制の強化への支援を通じ、女性や外国人材を含めた労働者が働きやすい環境づくりを推進し、農業における労働力の確保・定着を図る。

第2 事業の内容、事業実施主体等

事業の内容、事業実施主体及び補助率は別表のとおりとする。

第3 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して補助する。

第4 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

別表に掲げる事業を実施する公募選定団体（農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から事業実施主体として選定された団体をいう。以下同じ。）は、別記1から3までに定めるところにより事業実施計画書を作成すること。

2 事業の着手

（1）本事業については、原則として、公募選定団体が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付決定を受けた後に実施した取組を対象とする。

なお、1で作成した事業実施計画書は、交付申請時に添付すること。

（2）ただし、公募選定団体は、やむを得ない事情により交付決定を受ける前に実施する必要がある場合、1で作成した事業実施計画書を経営局長に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別紙様式）を経営局長に提出するものとする。

（3）公募選定団体は、（2）により交付決定を受ける前に事業に着手する場合、補助金の交付を受けることが確実となってから着手することとし、交付決定を受けるまでの期間内に実施した事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

3 事業実績の報告

別表に掲げる事業を実施する公募選定団体は、別記 1 から 3 までは定めるところにより事業実績報告書を作成し、経営局長に報告する。

第 5 報告及び検査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施主体に対し必要な事項の報告を求め、また、現地への立入調査を行うことができるものとする。また、本事業の実施に関し、事業実施主体に対し、必要な助言及び指導を行うものとする。

第 6 個人情報の取扱い

国、都道府県、市町村、民間団体、事業実施主体及び事業実施主体から本事業の一部を受託した者は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについて、事業実施主体、都道府県、市町村等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応するものとする。

第 7 その他

事業実施主体は、本事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、農林水産省経営局就農・女性課に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。

附 則（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 1795 号）

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

別表

事業内容	事業実施主体	補助率
I 労働力確保体制強化事業（別記１） 産地における就労条件改善や労働力確保の取組に対して支援を行う事業。	公募選定団体	定額
II 女性の労働環境整備・活躍強化事業（別記２） 女性が働きやすい環境の整備や女性リーダーの育成、女性グループの活動に対して支援を行う事業。	公募選定団体	定額
III 外国人材呼び込み体制強化支援事業（別記３） 農業分野の外国人材の適正な受入れ、就労する外国人材が働きやすい環境を整備するため、国外における現地説明・相談会の開催や農業現場に就労する外国人材の農業の専門知識の習得機会の提供の取組に対して支援を行う事業。	公募選定団体	定額

番 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

(事業実施主体名)

働きやすい環境づくり緊急対策（〇〇〇〇〇）※交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日
		うち国費		

(交付決定前に事業を着手する理由)

※ （〇〇〇〇〇）には、別表の事業内容の欄の事業名等を記載する。